「居宅介護」サービス利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人上島町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第１条　本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく居宅介護を適切に提供する事を定めます。

（期間）

第２条　本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。

２　契約満了日の１０日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合，かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

（居宅介護計画及び契約支給量）

第３条　事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、サービス担当者会議を開いてご利用者のサービス計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付します。利用者はいつでもサービス計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

２　事業者は、前項のサービス計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。

３　利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

（サービス内容）

第４条　事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従業者（以下、「サービス従事者」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等などのうちから前条に定める居宅介護計画にもとづいて適切にサービスを提供します。

（利用者負担額及び実費負担額）

第５条　利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理して受領します。

２　前項の利用者負担額及び実費負担額は、１カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月の末日までにお支払いいただきます。

（利用の中止・変更・追加）

第６条　利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしく

は新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービス利用予定日前日の１７時３０分までに事業者に申し出るものとします。

２　事業者は、第１項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用日希望日の利用状況等により利用者の希望する期間及び時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

（事業者の基本的義務）

第７条　事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。

２　事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

（事業者の具体的義務）

第８条（安全配慮義務）　事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産、の安全・確保に配慮します。

２　（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

３　（守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

４　（身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

５　（記録保存整備義務）　事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供の完結日から５年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日　８時３０分～１７時３０分　ただし祭日及び１２月２９日～１月３日までは休業日）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

（事故と損害賠償）

第９条　事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

２　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。

（契約の終了事由）

第 10 条　本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

（１）　利用者が死亡された場合

（２）　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（３）　事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（４）　第１１条から第１３条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（５）　第２条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続がとられた場合は除く）

（利用者からの中途解約）

第 11 条　利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の２日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第 12 条　利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

（１）　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合

（２）　事業者もしくはサービス従事者が第８条第１項から第４項に定める義務に違反した場合

（３）　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業者からの契約解除）

第 13 条　事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には本契約を解除することができるものとします。

（１）　利用者に支払能力があるにもかかわらず第５条に定めるサービス利用料金の支払いが３カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

（２）　利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

（３）　利用者がサービス実施地域外に転居した場合

（苦情解決）

第 14 条　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

２　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された愛媛県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

（協議事項）

第 15 条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。